

件名	愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例 (平成23年度税制改正に伴うもの)
主管課	税務課
根拠法令等	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号、平成23年6月30日公布)
<p>【改正の概要】</p> <p>現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号)の公布に伴い、愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成20年愛媛県条例第44号、同第67号)の一部を改正する。</p> <p>改正内容</p> <p>1 個人県民税</p> <p>(1) 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減措置(本則税率5% 3%)の適用期限を2年延長(平成23年12月31日 平成25年12月31日)</p> <p>(2) 寄附金税額控除の適用下限額を引き下げ(5,000円 2,000円)</p> <p>(3) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、免税対象売却頭数の上限を見直し(現行:年間2,000頭 年間1,500頭)したうえで、適用期限を平成27年度まで3年間延長</p> <p>2 不動産取得税</p> <p>特定の不動産取得に係る免除措置が一部廃止されたことに伴い、徴収猶予、徴収猶予の取消、還付金の充当に関する規定を整備</p> <p>3 罰則</p> <p>納税管理人について申告すべき者、又は県税の賦課徴収について申告又は報告すべき者が、正当な理由なく申告(報告)しなかった場合の過料の上限額を引上げ(3万円 10万円)</p>	
施行日	<p>1 (1)、2 公布の日</p> <p>3 平成23年8月30日</p> <p>1 (2) 平成24年1月1日</p> <p>1 (3) 平成25年1月1日</p>
<p>【その他参考事項】</p>	